

大森小学校「重大事態」対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止対策推進法第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を横手市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 横手市教育委員会に重大事態の発生を報告（横手市教育委員会→横手市長に報告）
- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（子どもが自殺を企図した場合等）
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「子どもや保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

横手市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

横手市教育委員会の指導・支援のもと、以下のように対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ※当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を組織に加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係の速やかな調査を実施する。
- ※調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢で対処する。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ※関係者の個人情報に十分に配慮する。
- ※得られたアンケートは、いじめられた子どもや保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講じる。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※市教育委員会から市長等に報告）

- ※いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える等の対応をする。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

横手市教育委員会が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。